



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*66 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課) ..... 1

### ○ 人事委員会規則

\*29 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3

### ○ 告示

816 和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課) ..... 3

817 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) ..... 6

818 指定一般相談支援事業者の廃止 ( " ) ..... 6

819 指定自立支援医療機関の変更 ( " ) ..... 6

820 救急病院の認定 (医務課) ..... 7

821 藤崎井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) ..... 7

822 公共測量の実施 (技術調査課) ..... 7

823 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等 ( " ) ..... 7

824 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等 ( " ) ..... 12

825 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) ..... 16

826 " ( " ) ..... 17

827 " ( " ) ..... 17

828 " ( " ) ..... 17

829 " ( " ) ..... 18

830 " ( " ) ..... 18

831 " ( " ) ..... 19

832 " ( " ) ..... 19

### ○ 公安委員会告示

36 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 ..... 19

### ○ 選挙管理委員会告示

65 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 20

66 政治団体の解散の届出 ..... 21

67 政治団体の設立の届出 ..... 21

### ○ 公告

入札公告 (情報政策課) ..... 22

## 規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表第 1 (第 5 条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌				別表第 1 (第 5 条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌				
室長	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌	室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌	
総合統制室	略	略 総合交通政策課員 県民生活課員 食品・生活衛生課員 略 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員 労働委員会事務局員 略	1～18 略 19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。 20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。 21 停電及び通信障害の情報に係る問合せの対応に関すること。 22～37 略	総合統制室	略	略 総合交通政策課員  略 医務課員  道路保全課員  略	1～18 略   19 電気、通信及び都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。  20～35 略	
別表第 2 (第 6 条関係) 和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌				別表第 2 (第 6 条関係) 和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌				
部名	部長 副部長 部長付	班名	事務分担者	部名	部長 副部長 部長付	班名	事務分担者	事務分掌
			班長、 副班長	班員			班長、 副班長	班員
略				略				
環境生活部	略	(幹事班) 環境生活総務班	略 (副班長) 自然環境室長	略 自然環境室員	略	(幹事班) 環境生活総務班	略 (副班長) 自然環境室長 南紀熊野ジオパークセンター開設準備室長	略 自然環境室員 南紀熊野ジオパークセンター開設準備室員

略	略
略	略
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第29号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月27日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警察官の採用試験の委任)</p> <p>第2条 警察官の採用試験のうち、次の各号に掲げる事務を行う権限を警察本部長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教養試験及び論作文試験の<u>実施</u>（<u>論作文試験の採点を除く。</u>）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第1次試験の合格発表（合格者への通知を含む。）</u></p> <p>(7) <u>第1次試験の不合格者に対する成績の情報提供</u></p> <p>(8) <u>第2次試験の面接試験の実施</u></p> <p>(9) <u>第2次試験の合格者の決定</u></p> <p>(10) <u>第2次試験の合格発表（合格者への通知を含む。）</u></p> <p>(11) <u>第2次試験の不合格者に対する成績の情報提供</u></p> <p>2 略</p>	<p>(警察官の採用試験の委任)</p> <p>第2条 警察官の採用試験のうち、次の各号に掲げる事務を行う権限を警察本部長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教養試験及び論作文試験の<u>実施</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第816号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借

## (2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

## (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

## (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 通商産業大臣（（キ）又は（ク）に係るものに限る。）又は経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

（ア）プロジェクトマネージャ

（イ）ネットワークスペシャリスト

（ウ）データベーススペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）システム監査技術者

（カ）情報セキュリティスペシャリスト

（キ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

（ク）システム運用管理エンジニア

ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

## (4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあっては、登記事項証明書
- キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- コ 誓約書
- サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- シ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- ス 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し
- セ 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し
- ソ 2の(5)に掲げる資格審査調書
- タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、コからシまで及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年12月27日(金)から令和2年1月10日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年1月6日(月)午前9時から同月8日(水)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年1月6日(月)から同月14日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和2年1月14日(火)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和2年1月17日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第817号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250571	ケアサポートえいと	田辺市朝日ヶ丘14-16 101号	居宅介護 重度訪問介護	合同会社サンオリエント	和歌山市新中島81-1 パレロワイヤル新中島202号	令和元. 12. 31

和歌山県告示第818号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3032300455	ぷらす	新宮市新宮3415-1	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	社会福祉法人熊野緑会	新宮市木ノ川703	令和元. 9. 30

和歌山県告示第819号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社第一薬局黒田	和歌山市黒田139-3	医療機関の所在地	和歌山市黒田93-1 メゾンクロダ102号室	和歌山市黒田139-3	令和元. 12. 1

**和歌山県告示第820号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台二丁目8番地の1
- 3 有効期限 令和4年12月23日

**和歌山県告示第821号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、藤崎井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第822号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真測量、航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年11月14日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢地内

**和歌山県告示第823号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工事種別  
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの
- 2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項
  - (1) 資格  
競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからツまでのいずれにも該当しない者であることとする。
    - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
    - イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

- ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者(会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。)
- エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの
- カ 入札参加資格審査申請書(県内建設業者)又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- キ セの許可に係る申請者又は申請者の役員等(法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。)が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ク 和歌山県内の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。)が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者
- サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ス キ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者
- セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者
- ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者
- タ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「有効な経営事項審査」という。)を受けていない者
- チ 有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者。ただし、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」については「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高及び「解体」の平均完成工事高の合計が250万円以下である者
- ツ 次に掲げる届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)
- (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務



## (2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

## ア 客観的事項

経営事項審査

## イ 和歌山県独自事項

## 3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

## (1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める期間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間とし、提出場所は主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所とする。

ア 定期の申請をする者 令和2年1月9日から同年2月5日まで

イ 第1回追加の申請をする者 令和2年6月11日から同月24日まで

ウ 第2回追加の申請をする者 令和2年9月10日から同月25日まで

エ 第3回追加の申請をする者 令和2年12月10日から同月23日まで

オ 第4回追加の申請をする者 令和3年3月11日から同月24日まで

カ 第5回追加の申請をする者 令和3年6月10日から同月23日まで

キ 第6回追加の申請をする者 令和3年9月9日から同月24日まで

## (2) 申請書類

ア 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書

コ 総合評定値の通知書の写し（特別の事由がある場合を除き、有効な経営事項審査の審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が次の（ア）から（キ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに掲げる期間に含まれるもの）

（ア）定期の申請をする者 平成30年10月1日から令和元年9月30日まで

（イ）第1回追加の申請をする者 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

（ウ）第2回追加の申請をする者 平成31年3月1日から令和2年2月29日まで

（エ）第3回追加の申請をする者 令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

（オ）第4回追加の申請をする者 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

（カ）第5回追加の申請をする者 令和2年1月1日から同年12月31日まで

（キ）第6回追加の申請をする者 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

サ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が次の（ア）から（キ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（キ）までに掲げる

日以降のもの)

(ア) 定期の申請をする者 令和元年12月1日

(イ) 第1回追加の申請をする者 令和2年5月1日

(ウ) 第2回追加の申請をする者 令和2年8月1日

(エ) 第3回追加の申請をする者 令和2年11月1日

(オ) 第4回追加の申請をする者 令和3年2月1日

(カ) 第5回追加の申請をする者 令和3年5月1日

(キ) 第6回追加の申請をする者 令和3年8月1日

シ 消費税及び地方消費税の納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が次の(ア)から(キ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに掲げる日以降のもの)

(ア) 定期の申請をする者 令和元年12月1日

(イ) 第1回追加の申請をする者 令和2年5月1日

(ウ) 第2回追加の申請をする者 令和2年8月1日

(エ) 第3回追加の申請をする者 令和2年11月1日

(オ) 第4回追加の申請をする者 令和3年2月1日

(カ) 第5回追加の申請をする者 令和3年5月1日

(キ) 第6回追加の申請をする者 令和3年8月1日

ス 有効な経営事項審査に係る法第27条の26に規定する経営規模等評価の申請に使用した損益計算書の写し(法人の場合は、完成工事原価報告書の写し)

セ 同意書

ソ 暴力団排除等に関する誓約書

タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に関する遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに同法の遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書及びその研修(講習)において使用した資料の写し(表紙、目次等資料の概要が分かるページを数枚程度にまとめたもの)

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第2項の規定により和歌山県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習を受講している者は、その講習を修了したことを証明する書面の写し

ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、かつ、その協定に同意している者は、その加入と同意を証明する書面

テ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ト IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ニ 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、その業を行っていることを証明する次の(ア)又は(イ)の書面、産業廃棄物の処分を委託している者は、その委託していることを証明する次の(ウ)の書面

(ア) 産業廃棄物処分業許可証の写し

(イ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(ウ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し(次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる期間に締結したものうち、主たるもの1件分)

a 定期の申請をする者 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

b 第1回追加の申請をする者 令和元年6月1日から令和2年5月31日まで

c 第2回追加の申請をする者 令和元年9月1日から令和2年8月31日まで

- d 第3回追加の申請をする者 令和元年12月1日から令和2年11月30日まで
- e 第4回追加の申請をする者 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで
- f 第5回追加の申請をする者 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで
- g 第6回追加の申請をする者 令和2年9月1日から令和3年8月31日まで
- ヌ 労働安全衛生法関係の資格を有する者を雇用している者は、その雇用している者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- ネ 次世代育成支援等に関する取組を行っている者は、その取組を行っていることを証明する書面として、次に掲げる書面のうち該当するもの
- (ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- (イ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画の策定に係る届出書の写し
- (ウ) わかやま健康推進事業所認定証の写し
- ノ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者を雇用している者は、その雇用している者が当該講習を修了したことを証明する書面の写し
- ハ CPD（継続的な職業能力の開発（Continuing Professional Development）であって、建設業に従事する技術者に係るものに限る。）を支援する団体が提供する継続教育制度において推奨単位数以上の単位を取得した者を雇用している者は、その雇用している者が当該単位を取得したことを証明する書面の写し
- ヒ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- フ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業者（以下「法定義務建設業者」という。）にあつては直近の同項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況についての報告書の写し、法定義務建設業者以外の者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ヘ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載した次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- (ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- (イ) 社会保険に加入しておらず、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
- (ウ) 雇用保険に加入していない場合は、審査基準日以前6か月以内の時点の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証
- ホ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性を雇用している者は、当該若年者又は女性の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し
- マ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- (ア) 児童扶養手当証書
- (イ) ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
- (ウ) 民生委員の証明書
- ミ 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下「市町村民税非課税者」という。）であった者を、当該2年の間雇用し、かつ、当該2年の間を経過する日から審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書

- ム 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るへ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- メ 審査基準日以前3年以内の期間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- モ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書及び雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ヤ 経営事項審査基準日において労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し
- ユ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ヨ 経営事項審査基準日において社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
- ラ ウからカまで、ク、マ及びミに記載した職員に係るへ（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- リ 3（1）スの経営規模等評価の申請において提出した技術職員名簿の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間とする。

- (1) 定期の申請をする者 令和2年6月1日から令和4年5月31日まで
- (2) 第1回追加の申請をする者 令和2年9月1日から令和4年5月31日まで
- (3) 第2回追加の申請をする者 令和2年12月1日から令和4年5月31日まで
- (4) 第3回追加の申請をする者 令和3年3月1日から令和4年5月31日まで
- (5) 第4回追加の申請をする者 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- (6) 第5回追加の申請をする者 令和3年9月1日から令和4年5月31日まで
- (7) 第6回追加の申請をする者 令和3年12月1日から令和4年5月31日まで

和歌山県告示第824号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する県外に主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法を次のように定める。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 工事種別及び業種区分

## (1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの

## (2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

## 2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

## (1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからナまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者（1（2）に規定する業務の全部又は一部を営む者をいう。以下同じ。）のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者の資格は、この（1）本文に規定する資格を有し、かつ、次のニからノまでのうち希望する業務に係る資格に該当する者であることとし、その資格申請できる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、令和2年1月1日（以下「審査基準日」という。）時点で1年を経過しない者

サ 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

シ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

スキ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていないもの

ソ 建設工事を希望する者で、主たる営業所又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合でその営業所が別途定める基準を満たさないときにおける県の指導に従わないもの

タ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

チ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていないもの

ツ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知における業種の平均完成工事高が250万円以下のもの

テ 建設工事を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入であるもの(法令の規定により適用を除外されるものを除く。)

ト 測量業務を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていないもの

ナ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていないもの

ニ 測量業務(航空測量)を希望する者で、測量法第55条の2第5号の主として請け負う測量の種類が航空測量(空中写真撮影及び空中写真図化)であって、使用する測量士を10名以上有するものであること。

ヌ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、属する一級建築士を20名以上有するものであること。

ネ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者で、使用する技術士を5名以上有するものであること。

ノ 補償関係コンサルタント業務を希望する者で、使用する補償業務管理者及び補償業務管理士を併せて5名以上有するものであること。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねるものの人数については、1名として取り扱うこと。

## (2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

### ア 建設工事

#### (ア) 客観的事項

##### 経営事項審査

#### (イ) 和歌山県独自事項

### イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 審査基準日の直前の決算日の属する事業年度における希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日の直前の決算日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

## 3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりと

する。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は令和2年1月23日から同年2月5日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は和歌山県民文化会館401会議室とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書

(カ) 受付票（県外建設工事）

(キ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(ク) 総合評定値通知書の写し

(ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日が令和元年12月1日以降のもの）

(コ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(サ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、（2）又は変更届出書の写し

(ス) 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する者は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(セ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が令和元年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所を有する者を対象とする。）

(ソ) 和歌山県内に工場を有する者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(タ) 委任状（代理人を置く場合）

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約先営業所情報一覧表

(ウ) 入札希望等一覧表

(エ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、技術資格者一覧表

(オ) 代表者・役員等調書

(カ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書

(キ) 受付票（測量・コンサル）

(ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書面で、証明日が令和元年12月1日以降のもの）

- (ケ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証明する書面で、証明日が令和元年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所を和歌山県外に有する者のうち和歌山県内に営業所を有するものを対象とする。)
- (コ) 直近1年の事業年度における財務諸表
- (サ) 商業登記全部事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
- (シ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
- (ス) 現況報告書の副本の写し
- (セ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
- a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書)
- b 厚生年金に加入していない者については、健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
- (ソ) 主たる営業所を和歌山県外に有する者は、(エ)に記載する者が当該資格を有することを証明する書面の写し
- (タ) 主たる営業所の外観の写真(看板の確認ができるもの)及び内部(机、椅子、帳簿等)の写真
- (チ) 測量業者登録申請書及び別表の写し(航空測量(測量業務)を希望する県外に主たる営業所を有する者を対象とする。)
- (ツ) 委任状(代理人を置く場合)
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出方法
- (1)の提出時期に持参、又は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒(返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの)を書留郵便で郵送すること(令和2年2月5日までの消印のあるものを有効とする。)
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱(平成23年1月19日施行)2に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までとする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。

#### 和歌山県告示第825号

和歌山県田辺市下三栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市



- 2 調査を行った時期  
平成28年10月21日から平成31年2月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下三栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下三栖の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

---

**和歌山県告示第826号**

和歌山県田辺市龍神村小又川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から平成31年3月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村小又川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村小又川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

---

**和歌山県告示第827号**

和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から平成31年1月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

---

**和歌山県告示第828号**

和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から平成31年1月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

**和歌山県告示第829号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降・大畑の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成31年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降・大畑の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降・大畑の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

**和歌山県告示第830号**

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成30年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区
- 5 認証年月日

令和元年12月16日

和歌山県告示第831号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から平成31年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

和歌山県告示第832号

和歌山県西牟婁郡すさみ町太間川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成26年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町太間川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町太間川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月16日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第36号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和元年12月27日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所

技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(中型) 技能検定員審査(準中型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(大自二) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(牽[けん]引) 技能検定員審査(大型二種) 技能検定員審査(中型二種) 技能検定員審査(普通二種)	技能検定に関する技能及び知識	令和2年2月26日(水)から同月28日(金)までの間	和歌山市西1番地交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(中型) 教習指導員審査(準中型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(大自二) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(牽[けん]引) 教習指導員審査(大型二種) 教習指導員審査(中型二種) 教習指導員審査(普通二種)	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和2年1月27日(月)から同年2月3日(月)までの毎日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係(電話073-473-0110 内線364)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党和歌山県連合	東山昭久	代表者	東山昭久	野見山海	令和元.11.7

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
米原耕司後援会	米原耕司	会計責任者	米原美樹	山本勝彦	令和元.11.1
門博文後援会	門博文	主たる事務所の所在地	和歌山市畑屋敷中ノ丁14	和歌山市ト半町35	令和元.11.16
		会計責任者	染谷剛	湯峯理之	令和元.11.16
椿原竜二後援会	椿原竜二	会計責任者	椿原竜二	宮本昌幸	令和元.11.25
世耕弘成後援会田辺支部	中田基晴	代表者	中田基晴	橘一郎	令和元.11.23
		会計責任者	大谷政照	田上憲一	令和元.11.23

## 和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党和歌山県田辺支部	野見山海	令和元.11.28

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
有田力の会	嶋田拓生	令和元.11.19

## 和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県御坊市第二支部	松本隆史	西本利吉	御坊市湯川町財部217-6 プリシエールNAZU201	○	令和元.11.8
自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部	佐藤武治	鶴間啓太	東牟婁郡串本町潮岬2431-2	○	令和元.11.28

## 公 告

## 入 札 公 告

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和元年度から令和6年度まで

## (2) 業務の名称

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借

## (3) 業務の内容

和歌山県立情報交流センターの情報通信基盤である情報システムの構築及び必要な機器等の賃貸借

## (4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第816号に規定する和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (2) 期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

- (2) 期間  
3の(2)に同じ。
- (3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和2年1月6日（月）午前9時から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- イ 入札日時  
令和2年1月20日（月）午後2時
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年1月20日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。  
この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。  
コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。
- 8 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。  
コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary



(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of information system and lease of equipment in the Wakayama Prefectural Information Exchange Center ; 1 Complete System

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 20 January 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 20 January 2020)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp